

委員会提出議案第7号

熊本地震被災地支援策の展開及び自然災害発生時における政令指定都市間の緊密な連携の確保を求める決議

平成28年4月、熊本県熊本地方を震源として発生した熊本地震では、同県を中心とした広い地域で被害が発生し、本市と同じ政令指定都市である熊本市を始め、震度7の地震を記録した益城町、南阿蘇村などは、ひときわ甚大な被害に見舞われた。

被災地では、頻繁に余震が続く最中、地元自治体と国、他の地方自治体、民間団体、ボランティアなどが連携・協力しながら、昼夜を問わない懸命の災害活動が続けられ、発災後およそ半年が経過する現在においても、着実に復旧・復興への道筋が見られるものの、いまだ市民生活や地域経済に対し、甚だしい負担や影響を及ぼしている。

東日本大震災の記憶も新しい中、このような痛ましい災禍を忘失することなく、他の自治体等と共に手を携え、継続的に災害活動に参画していくことは、市民一人一人の生命と財産を預かる上での教訓として、今後、本市の災害対策・危機管理対策の充実・強化に資する糧となっていくものと確信する。

よって、さいたま市議会は、市執行部に対し、これら被災者の方々及び被災地への支援策を様々な形で継続的かつ効果的に展開していくこと、あわせて、政令指定都市及びその周辺地域において甚大な被害をもたらす地震、火山噴火等の自然災害が発生した際には、一政令指定都市として、他の政令指定都市と互いに緊密な連携を確保しながら、各種の支援策に積極的に取り組んでいくことを強く求める。

以上、決議する。

平成28年10月21日提出

さいたま市議会総合政策委員会
委員長 高子 景